平成２７年（フ）第１３４３号
札幌市白石区栄通18丁目５番60号　コニーハウス201号
債務者　安藤　眞智
1　決定年月日時　平成27年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１３４８号
札幌市中央区南９条西13丁目１番38―203号
債務者　菊地　陽一
1　決定年月日時　平成27年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１３５０号
北海道北広島市大曲幸町１丁目２番地８　ドリームハイツ103号
債務者　松林　　武
1　決定年月日時　平成27年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第５７号
福島県喜多方市上三宮町吉川字新屋敷4380番地
債務者　齋藤つかさ
1　決定年月日時　平成27年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２７年（フ）第６０号
福島県会津若松市北会津町上米塚2266番地の２、前住所福島県会津若松市白虎町145番地の１　武藤マンション103号
債務者　小池　真澄
1　決定年月日時　平成27年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２７年（フ）第９０４号
埼玉県加須市東栄１丁目８番１号　秀和アパート１号
債務者　儘田　勝美
1　決定年月日時　平成27年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第９０６号
埼玉県和光市白子３丁目22番12号　ハイツエノモト101
債務者　篠崎　仁美
1　決定年月日時　平成27年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第３５１号
埼玉県越谷市宮本町５丁目44番地７　シャトーフランセＢ201、旧住所埼玉県越谷市東越谷３丁目10番地４　グランパレス鈴木202
債務者　小出　　弘
1　決定年月日時　平成27年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第１７５号
埼玉県狭山市新狭山３丁目１番地の２　レジデンス新狭山305
債務者　小椋　　徹
1　決定年月日時　平成27年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第９５号
千葉県大網白里市四天木1638番地５
債務者　中野　欣哉
1　決定年月日時　平成27年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２７年（フ）第９９号
千葉県銚子市豊里台１丁目1044番地の290
債務者　越川　里美
1　決定年月日時　平成27年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２７年（フ）第１２４号
長野県中野市大字吉田1169番地２　松井ハイツＡ―105号
債務者　久保　妙子
1　決定年月日時　平成27年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１３０号
長野市松代町西条479番地12
債務者　勝田　智紀
1　決定年月日時　平成27年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２１６号
静岡県沼津市五月町18番28号　ロイヤルパレス五月102
債務者　髙木　惠子
1　決定年月日時　平成27年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第２２９号
静岡県御殿場市板妻496　レオパレス寛207
山口方、住民票上の住所静岡県御殿場市川島田595番地の13の１　山崎住宅106
債務者　井原　貴子（旧姓髙崎）
1　決定年月日時　平成27年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第２４１号
静岡県裾野市茶畑1440番地　茶畑団地９―208
債務者　横山利恵子（旧姓山﨑）
1　決定年月日時　平成27年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第１７５号
静岡県富士市中里1004番地
債務者　後藤　一美
1　決定年月日時　平成27年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
静岡地方裁判所富士支部